

志布志市新型インフルエンザ等対策行動計画概要

● 新型インフルエンザ等対策行動計画

新型インフルエンザ等対策特別措置法※に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に備えた平時の準備、有事の対策を示した計画。

※新型インフルエンザ等対策特別措置法：病原性が高い新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置等の特別の措置を定めたもの。

● 計画の対象となる感染症

感染症の分類	概要
① 新型インフルエンザ等感染症	・ 新型インフルエンザ ・ 再興型インフルエンザ ・ 新型コロナウイルス感染症 ・ 再興型コロナウイルス感染症
② 指定感染症	当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、全国的かつ急速なまん延のおそれがある感染症
③ 新感染症	全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

● 改定の経緯・ポイント

新型コロナウイルス感染症対応の経験や課題を踏まえ、政府行動計画及び鹿児島県行動計画が全面改定されたことに伴い、市行動計画についても全面的に改定を行う。

- ・平成27年3月に策定した計画を、約10年ぶりに全面改定。
- ・対策項目の整理を行い、6項目から7項目に拡充。
- ・対策項目ごとに準備期、初動期、対応期の3期で再設定。
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症だけでなく、新たな呼吸器感染症が流行する可能性を想定しつつ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す。

● 新型インフルエンザ等対策の目的

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生活及び健康を保護する。
- ② 住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

● 対策推進のための役割分担（主なもの）

国

- ・ 地方公共団体が実施する対策を的確かつ迅速に支援する。
- ・ 国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、ワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める。

鹿児島県

- ・ 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担う。
- ・ 医療提供体制、検査体制の整備を行う。

志布志市

- ・ 市民に対するワクチン接種や、市民の生活支援を実施する。

医療機関

- ・ 発生時には県と医療機関との医療措置協定に基づき、発熱外来等の医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。
- ・ ワクチン接種においては、市と密に連携する。

事業者及び市民

- ・ 感染対策の実施、衛生用品等の備蓄

● 対策の時期

準備期	⇒ 発生前の段階
初動期	⇒ 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階
対応期	⇒ 封じ込めを念頭に対応する時期 病原体の症状等に応じて対応する時期 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

●各対策項目の考え方及び取組（主なもの）

対策項目		準備期	初動期	対応期
実施体制		- 実践的な訓練の実施 - 関係機関の連携や人材の確保	- 感染状況に応じて、志布志市警戒本部の設置 - 国及び県が対策本部を設置した場合、志布志市対策本部を設置することを検討 - 必要な予算の確保	- 緊急事態宣言がなされた場合は、志布志市対策本部を設置 - 職員の派遣・応援要請や、必要な財政上の措置を行う。
情報提供・共有、リスクコミュニケーション		国や県と連携して、市民等への感染症に関する基本的な情報の共有を行う。	- 高齢者や子ども、外国人等配慮が必要な方に理解しやすい方法で感染症対策等の情報提供を行う。 - 感染者に対する偏見・差別等は、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供する。	
まん延防止		基本的な感染対策の普及を行う。	国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応準備を行う。	市民等に対して、基本的な感染対策に加えて時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用を勧奨する。
新規項目	ワクチン	- 接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な調整 - 市民へのワクチンの意義や制度の仕組み等の啓発 - 予防接種事務のデジタル化の整備	- 準備期で調整した接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築 - 全庁的な実施体制に確保 - 接種の勧奨方法や予約受付方法の検討	- 初動期に構築した接種体制に基づき、接種を実施 - ワクチンの割り当て量の調整 - ワクチンの有効性・安全性について、最新の科学的知見等の情報収集及び市民へ情報共有 - 健康被害が生じた市民に対する迅速な救済
新規項目	保健			県が実施する健康観察に協力する。
新規項目	物資	感染症対策に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに定期的に備蓄状況を確認		- 必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認 - 必要な物資等が不足するときは、県や近隣の地方公共団体が備蓄する物資を互いに融通する等、相互に協力
市民の生活及び地域経済の安定の確保		- 支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付について、DXを推進 - 県と連携し、要配慮者等への生活支援の対応について検討 - 地域における火葬に適切な実施ができるよう調整	火葬場の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう調整	- まん延防止措置により生じる、心身への影響を考慮し、必要な施策を実施 - 生活支援を要する者への支援、教育と学びの継続に関する支援 - 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める - まん延時における安定した水の供給